

新潟市行政区画審議会の傍聴に関する要領

1 趣 旨

この要領は、附属機関等の会議の公開に関する指針に基づき、新潟市行政区画審議会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定める。

2 傍聴手続き

会議の傍聴を希望するものは、会議を開催する会場の受付で傍聴希望者受付票(別記様式1)に住所、氏名を記入し新潟市行政区画審議会の長(以下「会長」という。)の許可を受ける。

傍聴の受付は会議開始の30分前から開始し、先着順とする。ただし、開始30分前で定員を超える場合は抽選とする。

3 傍聴を許可しない場合

凶器等、他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

のぼり、旗、プラカード、鉢巻等の示威行為のために利用する物を携帯している者

酒気を帯びている者

その他会議を妨害、又は議事運営に支障となる行為をするおそれがあると認められる者

4 遵 守 事 項

会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により可否の表明しないこと

会場において、飲食、喫煙はしないこと

会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし新潟市行政区画審議会の許可を得た場合はこの限りではない

事務局の指示に従うこと

その他会議の秩序を乱し、議事運営に支障となる行為をしないこと

5 遵守事項を守らない場合

傍聴を許可された者が、上記遵守事項を守らない場合は、会長等はこれを注意し、なおこれに従わないときは、退場を命じることとする。

6 そ の 他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定めるものとする。